

文教委員会資料①

1 令和8年第1回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第11号 川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について

資料 議案第11号 川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例
の制定について

こども未来局

(令和8年2月10日)

議案第11号 川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準 に関する条例の制定について

1 制定要旨

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため制定するもの

2 特定乳児等通園支援事業の概要

乳児等通園支援事業のうち、子ども・子育て支援法に定める乳児等支援給付費の支給の対象となる事業を行う者である旨の市の確認を受けた事業者が行う事業

※ 乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）

乳児又は幼児であって0歳6か月以上満3歳未満のもの（保育所に入所しているもの等を除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児又は幼児の養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

3 特定乳児等通園支援事業の基準

子ども・子育て支援法において、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準については、内閣府令に基づき条例で定めることとされている。内閣府令で示された特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、本市における最低基準として充足していると認められるため、特に本市独自の基準は設けない。

4 施行期日

令和8年4月1日から施行

第1章 総則	
第1条 (趣旨)	第17条 (相談及び援助)
第2条 (用語の意義及び字句の意味)	第18条 (緊急時等の対応)
第3条 (一般原則)	第19条 (乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)
第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準	第20条 (運営規程)
第1節 利用定員に関する基準	第21条 (勤務体制の確保等)
第4条	第22条 (利用定員の遵守)
第2節 運営に関する基準	第23条 (掲示等)
第5条 (面談)	第24条 (乳児等支援給付認定子どもに対する平等取扱いの原則)
第6条 (正当な理由のない提供拒否の禁止)	第25条 (虐待等の禁止)
第7条 (あっせん及び要請に対する協力)	第26条 (秘密保持等)
第8条 (乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)	第27条 (情報の提供等)
第9条 (乳児等支援給付認定の申請に係る援助)	第28条 (利益供与等の禁止)
第10条 (心身の状況等の把握)	第29条 (苦情への対応等)
第11条 (特定教育・保育施設の設置者等との連携)	第30条 (地域との連携等)
第12条 (特定乳児等通園支援の提供の記録)	第31条 (事故発生の防止及び発生時の対応)
第13条 (特定乳児等通園支援費用基準額等の受領)	第32条 (会計の区分経理)
第14条 (乳児等支援給付費の額に係る通知等)	第33条 (記録の整備等)
第15条 (特定乳児等通園支援の取扱方針)	第3章 雜則
第16条 (特定乳児等通園支援に関する評価等)	第34条 (電磁的記録)